

平成24年9月定例会

# 文教厚生委員会説明資料

保健福祉部

# 目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
保健福祉政策課	2
人権推進課	3
福祉こども局	
地域福祉課	4
こども未来課	5
障害福祉課	6
医療健康総局	
医療政策課	7
健康増進課	8
2 その他の議案等	
(1) 条例案	9
(2) 財産の出資について	13

I 提出予定案件  
 1 一般会計予算  
 (1) 歳入歳出予算  
 ア 総括表  
 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前額	補正額	計	財 源 内 訳							一般財源	
				特 定 財 源			財 源					
				国支出金	分 担 金 金	使 用 料 料	財 産 収 入	諸 収 入	繰 入 金	県 債		
保健福祉政策課	8,796,443	9,356	8,805,799	6,497		2,877	536	3,900,976	88,892	109,000	( 9,356 ) 4,697,021	
人権推進課	592,407	5,439	597,846	( 545 ) 256,400		3,800		200			( 4,894 ) 337,446	
薬務課	123,234	0	123,234	3,005		18,222	1,309		600		100,098	
福祉	地域福祉課	6,778,442	77,076	6,855,518	( 1,218 ) 3,898,970	399	6,567	586	6,131	230,035	3,000	( 75,858 ) 2,709,830
こども局	こども未来課	8,003,168	201,177	8,204,345	( 37,323 ) 1,451,001	10,759	1,951	4,880	1,340	( 95,738 ) 1,162,628		( 68,116 ) 5,571,786
	障害福祉課	6,963,375	310,640	7,274,015	( 19,700 ) 458,205	3,652	3,362	787	139,122	( 181,686 ) 503,221		( 109,254 ) 6,165,666
医療	医療政策課	4,611,926	221,048	4,832,974	( 1,000 ) 343,409		127,612	39,495	873,898	( 215,500 ) 2,464,594		( 4,548 ) 983,966
健康	健康増進課	5,794,739	78,696	5,873,435	( 3,129 ) 1,618,341		6,047	2,098	723	( 350 ) 948,353		( 75,217 ) 3,297,873
総局	長寿保険課	34,356,640	0	34,356,640	172,816	101,920	15,013	23,337	64,763	3,034,031		30,944,760
計	76,020,374	903,432	76,923,806	( 62,915 ) 8,208,644	116,730	185,451	73,028	4,987,153	( 493,274 ) 8,432,354	112,000	( 347,243 ) 54,808,446	

( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

保健福祉政策課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	479,365	9,356	488,721	① 福祉事務所運営費 (8,199) ② 国庫返納金 (1,157)
保 健 所 費	1,533,888	0	1,533,888	
病院事業支出金	6,783,190	0	6,783,190	
保健福祉政策課合計	8,796,443	9,356	8,805,799	

人権推進課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
青少年女性対策費	49,801	0	49,801	
社会福祉総務費	70,899	4,349	75,248	① 国庫返納金 (4,349)
社会福祉施設費	341,791	1,090	342,881	① 隣保館運営指導費 (1,090)
人権施策推進費	129,916	0	129,916	
人権推進課合計	592,407	5,439	597,846	

福祉子ども局 地域福祉課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	896,142	8,560	904,702	① 国庫返納金 (8,560)
遺家族等援護費	12,299	1,218	13,517	① 遺家族等援護費 (1,218)
社会福祉施設費	6,513	26,042	32,555	① 社会福祉施設整備事業費 (26,042) ア 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金 26,042
生活保護総務費	364,240	41,256	405,496	① 国庫返納金 (41,256)
扶 助 費	5,499,248	0	5,499,248	
地域福祉課合計	6,778,442	77,076	6,855,518	

福祉子ども局 子ども未来課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	97,747	0	97,747	
婦人保護費	55,221	2,906	58,127	① 婦人相談所運営費 (2,233) ② 国庫返納金 (673)
児童福祉総務費	3,508,233	32,533	3,540,766	① 児童福祉法等施行事務費 (2,034) ② 特別保育対策費 (4,128) ア 保育対策等促進費補助金 3,610 イ 地域子育て支援環境創出交付金 518 ③ 一時保護所費 (5,927) ④ 国庫返納金 (20,444)
児童措置費	2,453,243	70,000	2,523,243	① 児童保護措置費 (70,000) ア 児童福祉施設措置児童保護費負担金 70,000
母子福祉費	1,093,964	0	1,093,964	
児童福祉施設費	794,760	95,738	890,498	① 児童福祉施設整備事業費 (95,738) ア 保育所整備事業費補助金 53,056 イ 認定子ども園整備事業費補助金 42,682
子ども未来課合計	8,003,168	201,177	8,204,345	

福祉子ども局 障害福祉課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	157,602	4,030	161,632	① 国庫返納金 (4,030)
障害者福祉費	5,438,598	306,610	5,745,208	① 障害者相談支援センター運営費 (2,294) ② 障害者地域生活支援費 (2,237) ③ 社会福祉施設整備事業費 (302,079) ア④障害者入所施設防災拠点化整備事業費 302,079
児童福祉総務費	488,848	0	488,848	
児童措置費	878,327	0	878,327	
障害福祉課合計	6,963,375	310,640	7,274,015	

医療健康総局 医療政策課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
医 薬 総 務 費	517,400	2,544	519,944	① 国庫返納金 (2,544)
医 務 費	3,589,111	218,504	3,807,615	① 医療衛生費 (213,004) ア 医療提供体制確保総合対策事業費 211,000 ② 地方独立行政法人徳島県鳴門病院設立準備費 (5,500)
保健師等指導管理費	505,415	0	505,415	
医療政策課合計	4,611,926	221,048	4,832,974	

医療健康総局 健康増進課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
公衆衛生総務費	1,995,835	78,696	2,074,531	① 栄養改善指導費 (7,517) ② 国庫返納金 (71,179)
結核対策費	42,358	0	42,358	
予 防 費	2,242,896	0	2,242,896	
精神衛生費	1,466,957	0	1,466,957	
保健所費	19,388	0	19,388	
医薬総務費	18,507	0	18,507	
医 務 費	8,798	0	8,798	
健康増進課合計	5,794,739	78,696	5,873,435	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 社会福祉法施行条例（福祉子ども局地域福祉課）

##### (ア) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定める等の必要がある。

##### (イ) 条例の概要

- ① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。
  - a. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
  - b. 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準
  - c. 授産施設の設備及び運営に関する基準
- ② 社会福祉法人に対する助成の申請手続等について定めることとした。
- ③ 次の条例は、廃止することとした。
  - a. 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例
  - b. 社会福祉法人の助成に関する条例

##### (ロ) 施行期日

平成25年4月1日

#### イ 児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部を改正する条例（福祉子ども局子ども未来課）

##### (ア) 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法及び生活保護法の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について条例で定める必要がある。

##### (イ) 改正の概要

- ① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。
  - a. 基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
  - b. 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者の基準

- c. 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
  - d. 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者の基準
  - e. 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
  - f. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により生活保護法の一部が改正されたことに伴い、保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとした。

- (ウ) 施行期日  
平成25年4月1日

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（福祉子ども局障害福祉課）

- (7) 制定の理由  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める必要がある。

- (4) 条例の概要  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準
- b. 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者の基準
- c. 指定障害者支援施設の指定等に係る申請者の基準
- d. 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- e. 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- f. 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- g. 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- h. 福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- i. 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

- (ウ) 施行期日  
平成25年4月1日

エ 医療法施行条例（医療健康総局医療政策課）

- (7) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により医療法の一部が改正されたことに伴い、病院等の人員及び施設の基準等について条例で定める必要がある。

(イ) 条例の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により医療法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 病院等の既存の病床数等を算定するに当たっての補正の基準
- b. 病院等の専属薬剤師の設置の基準
- c. 病院等の人員及び施設の基準

(ロ) 施行期日

平成25年4月1日

オ 介護保険法施行条例（医療健康総局長寿保険課）

(ア) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める等の必要がある。

(イ) 条例の概要

① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- b. 基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- c. 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- d. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- e. 介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準
- f. 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- g. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

② 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者の基準
- b. 指定介護老人福祉施設の入所定員
- c. 指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の基準

㊟ その他所要の規定を設けることとした。

㊞ 徳島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数及び関係人等に対する報酬に関する条例は、廃止することとした。

(ウ) 施行期日  
平成25年4月1日

カ 老人福祉法施行条例（医療健康総局長寿保険課）

(ア) 制定の理由  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。

(イ) 条例の概要  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。  
a. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準  
b. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(ウ) 施行期日  
平成25年4月1日

キ 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の重要な財産を定める条例（医療健康総局医療政策課）

(ア) 制定の理由  
地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に伴い、地方独立行政法人徳島県鳴門病院が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を定める必要がある。

(イ) 条例の概要  
地方独立行政法人徳島県鳴門病院に係る重要な財産を次のとおりとした。  
㊟ 予定価格等が7千万円以上の不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）  
㊠ 予定価格等が7千万円以上の動産  
㊡ 予定価格等が7千万円以上の不動産の信託の受益権

(ウ) 施行期日  
規則で定める日から施行する。

(2) 財産の出資について（医療健康総局医療政策課）

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立の用に供するため、次の土地等を出資する。

出資する土地等	土地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番ほか10筆 28,069.38平方メートル 建物 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番ほか9筆 40,213.15平方メートル 物品 一式
財産の価額	1,369,250,000円
出資の相手方	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院

